

白雉四年の政変について

若井敏明

〔抄録〕

白雉四年（六五三）に中大兄皇子らが孝徳天皇をおいて難波から飛鳥に帰還した事件（白雉四年の政変と呼称）を、改新政府がすすめた改革と大夫や伴造・国造との関係を中心に考察。改新政府の進めた徳治主義的改革は彼らの利害とあいかわらず、その不平を背景に開発独裁的政治をめざす中大兄皇子がおこしたクーデタ

ーとの評価が与えられることを論じた。

キーワード 孝徳天皇、中大兄皇子、東国国司、鐘櫃の制、難波宮

はじめに

白雉四年（六五三）、皇太子の中大兄皇子は、前年ようやく完成した「其の宮殿の状、ことごとくに論ふべからず」と『日本書紀』に謳われた難波長柄豊碓宮を捨てて飛鳥に帰還することを提案し、孝徳天皇がそれに同意しないとみるや、母の皇祖母尊つまり前天皇の皇極以下、間人皇后や皇弟を引き連れて帰還を断行、飛鳥河辺宮に入った。『日本書紀』によれば、この時、公卿大夫、百官人らもみな中大兄皇子にしたがって飛鳥に移ったという。

六四五年の乙巳の変のクーデターから八年、なぜこのような出来事がおこったのか。これまでは、国際情勢への感覚が相違することなどが原因とされてきた^{〔1〕}。しかし、天皇ひとりが政府にみすてられてしまったこの事件は、それだけの理由でおこったのであろうか。本稿では、この問題についていささか考えたことを述べて、読者のご批判を得たいとおもう。

一 政変の勃発と経過

まず、この政変がおこったのはいつか。『日本書紀』は白雉四年は歳条に記しているので、この年におこったことはわかるが、さらにくわしい経過については語らない。

その手がかりとなるのが、僧旻の病氣と死去である。『日本書紀』によれば、白雉四年五月に孝徳は旻の房に行幸して病を見舞い、六月に旻の死去を知って弔問の使いを派遣した。また皇祖母尊と皇太子らも旻の死を弔い、彼のために多くの仏像を造ったという。ここで注目されるのが、それらの仏像が飛鳥の川原寺に安置されたという記事である。この時期にはまだ川原寺は存在せず、皇祖母尊が齊明天皇として重祚したときに一時居住した飛鳥川原宮が天智朝に寺院となったといわれる²⁾。そしてその川原宮は、難波から遷った中大兄皇子一行が居住した飛鳥河辺行宮に相当するとみられる。とすると、このときの仏像が川原寺に安置されたとは、仏像は当初から河辺行宮に安置されそのまま川原寺に引き継がれたのではなからうか。

このようにみると、僧旻がなくなつたとき、すでに中大兄皇子らは難波をあとにしていた可能性がたかい。つまり、政変はこの年の前半には勃発していたのである。

ただ、旻の病臥には異説もあり、『日本書紀』が引く或本には五年の七月のこととする。とすると旻の死去はそれ以後のこととなり、すでに中大兄皇子らが飛鳥に去つたあとのことで、「若し、法師今日亡なば、朕従ひて明日に亡なむ」という、そのときの孝徳の悲痛な発言

は、中大兄皇子らに去られたあとの彼の心境を表していると解せないこともない。それからしばらくして、十月に孝徳は難波でなくなることをとる。

『日本書紀』白雉四年の記載は六月に百濟・新羅が朝貢の使節を送つてきたことと、処処の大道を修造したことを述べたあとに旻の死去を記すが、あるいはそれは翌七月のことを記したのかもしれない。或本の記載とあわせると、旻は四年の五月ころから病臥し、翌年の七月ころに亡くなつた可能性もある。とすれば、中大兄皇子らと孝徳天皇の決裂は、旻が病床にある時におこつた可能性もある。

このように旻の死去については、まだ判然としないところがあるが、いずれにしても、中大兄皇子らが難波と孝徳天皇を見捨てたところと相前後した時期に亡くなつたことは動かない。

この中大兄皇子らの飛鳥への帰還には、朝廷の構成員の大半がしたがつたと思われるから、これは事実上の政府の移動にほかならず、それ以降、政権は事実上中大兄皇子が掌握したとみるべきであろう。たとえば、翌五年正月の中臣鎌足への紫冠の賜与は飛鳥の政権の処置とみてよい。中大兄皇子と鎌足を中心とする政権がうまれたのである。

このように、白雉四年のこの政変は、中大兄皇子による無血クーデターにひとしい。おそらく、彼はこの挙にでるまでに、皇祖母尊をはじめとして、朝廷の主だった人々に根回しをしていたのであろう。

では、この政変の意味するところはなにか。この政変のもつとも重要な点は、中大兄皇子に公卿大夫や百官人がことごとく従つたということである。なにゆえ、孝徳は彼らの支持を失ってしまったのか。問

題の本質はそこにある。それを考えるには、いわゆる改新政府がそれまでにおこなった政策が彼らとどのようにかかわるかをみてみる必要がある。

ちなみに、百官人とはいかなる階層を指すのだろうか。『日本書紀』には、公卿と対にして百官という表現が何度かみえる。たとえば、長門から白雉が出現した奇瑞を讃えた詔には、これを公卿・臣・連・伴造・国造が丹誠を尽くして制度を遵奉した故だと述べ、つづけて、公卿より始めて百官等に及ぶまで精白な意で天下を榮えさせるように求めている。ここから、百官人とは具体的には臣・連・伴造・国造を指す言葉とみてよからう。

二 東国国司

乙巳の変のあと、朝廷では人事の刷新があつた。まず、皇極天皇が讓位し、その後継として『日本書紀』は、中臣鎌足の提案で軽皇子が即位したとする。これは、鎌足がかつて三島に退居したおり、軽皇子から接待をうけ、それに感じて、皇子に天下をとらせようといったという話に対応するものだが、どこまで本当かはわからない。入鹿殺害の実行犯のひとり、蘇我倉山田石川麻呂の娘乳娘を妃のひとりにしてるので、クーデターにもかかわった可能性があるが、結婚がいつの時点かわからないのでなんともいえない。

いずれにしても、以後孝徳天皇を首班とする政府が改革を主導することとなるわけだが、そのなかで入鹿殺害を実行したグループからは、

中大兄皇子が皇太子、蘇我倉山田石川麻呂が右大臣、中臣鎌足が内臣のポストにつき、孝徳天皇のもとからの妃、小足媛の父、阿倍倉橋麻呂（内麻呂）が左大臣の地位についた。舒明の娘、間人皇女を皇后にしたのは、おそらく即位時のことで、婚姻を通じてそれまでの王統との結びつきをつくるのは、継体天皇などと同様の方法である。なおこの時点で、天皇、皇后、皇太子の称が存在していたかは疑わしいが、以下便宜上これらの称を使用する。

さて、新政府がおこなったさまざまな改革、つまり大化改新については、これまでも膨大な研究が積み重ねられてきた。そのようななかで、それが実際におこなわれたか否かにかかわらず、「氏族国家を中國的な中央集権的官僚国家に転換しようとした」改革^①とみるのが、大方の理解ではないかと思う。そこからさらに、律令国家への第一段階とみることもできようかと思う。

しかし、それはいわば手段であつて改革の目的ではないと私は思う。新政権にとつて改革の眼目は政変直後の大槻の下での盟約で述べられた「君は二つの政無く、臣は朝に弔あること無し」（孝徳天皇即位前紀）に示されている。では、その二つと無い政とはなんなのか。それは大化元年七月戊寅の詔にみえる「上古の聖王の跡に遵ひ」「信を有ちて」天下を治めるということにほかならない。中国的な中央集権的國家建設がもし希求されていたとしても、それはみなその理想を実現するための手段である。目的と手段を混同してはならない。

その目的を達成するために、まずうちだされたのが、衆知をあつめて政策をおこなおうとしたことである。まず手始めに阿倍と蘇我の両

大臣を通じて大夫と百伴造に「悦を以て民を使う路」を問わせた。それまで大王と一部のマエツギミ（大夫）層の談合で決定されていた政策を改めようとしたのであろう。

この諮問にこたえて、蘇我石川麻呂は、まず神祇を祭つて後に政事を議すべきだと答えたという。そこで政府は尾張と美濃から神祇の費用を徴発したというが、大夫や伴造はそのようなことぐらいいしか思いつかなかつたのである。見方によつては、課題解決の先送りともとれる。

しかし、翌八月の東国国司の任命以降、新政策は矢継ぎ早に出される。つまり、改革のプランはすで出来上がつていたということである。その内容についてのこまかな考証はここでははしないが、そこに貫かれているのは、まさに、「臣は朝に式あること無し」という姿勢である。

まず、八月庚子（五日）に任命された東国国司をみてみよう。彼らの任務は簡単なもので、戸籍を作ることと田畝を調査することである。当時の地方は、国造の支配地である国や県主・稲置がおさめる県、朝廷や王族の所領である屯倉がモザイク状に分布していた。このうちすくなくとも一部の屯倉については、すでに戸籍の作成などがおこなわれていたから、今回の調査はおもに国造領を中心に実施されるものであつたらう。

ただし詔は、そのあとに煩瑣なほどの注意事項を述べている。それらは、（１）国で罪を判断してはいけない、つまり訴訟にかかわるなということ、（２）賄賂をとるなということ、（３）上京の際に多くの百姓を従わせるなということ、（４）公務以外で部内の馬に乗つたり、

飯を食してはいけないことの四点である。

このうち（４）については、八月庚子条には「公事を以て往来はむ時には、部内の馬に騎ることを得、部内の飯喰らふことを得」とのみあるが、二年三月には「官の勢いに因りて、公私の物を取ることを莫。部内の食を喫ふべし、部内の馬に騎るべし」とあるので、もともと「官の勢いに因りて、公私の物を取ることを莫。但し、公事を以て往来はむ時には、部内の馬に騎ることを得、部内の飯喰らふことを得」というような規定であつたらう。総じて、公私混同を戒めた内容である。

このように具体的な指摘ができるのは、それまで国司はそのようなことをやってきていたからにほかならない。国司の不正が史書に残るのはまれだろうが、それをうかがわせるものもないではない。そのひとつが、清寧天皇の時代に播磨でオケ・ヲケ王が見出される一件である。顕宗即位前紀には、播磨国司の伊予来目部小楯がたまたま縮見屯倉の首の新室祝いに際会して二王子を発見したとする。同様の事件を記した『古事記』では、山部小楯が、その国の民である志自牟の新室に到つて楽しんだとある。いずれも宴会の席のことである。

しかし考えてみれば、屯倉の首長の新築祝いと国司の公務は無関係ではないか。まさに公務以外で飲食の饗応をうけているのである。つまり、この伝説は中央から地方に派遣された国司が、現地でさまざまな接待を当たり前のように受けていた事実が背景にある伝説なのである。これは、たまたまのこつた事例だが、ここからみるに、東国国司への詔に示されたような賄賂、接待は恒常的なものだったと考えるべ

きである。ましてや、このとき東国に派遣された国司らの長は「良家の大夫」であった(三月甲子条)。彼らに託された土地・人民の調査という内容からみても、国造らの賄賂や接待はとうぜん予想されただずである。

また、訴訟処理を禁じているのも、裁判権の帰趨という問題もあるが、この時期、訴訟が賄賂と結びついていったことと関係があるであろう。聖徳太子の憲法十七条の第五条には、「頃、訟を治める者、利を得て常とし、賄を見てはことわりもうす」という現状が記されているのが参考になるう。

新政府は東国への国司派遣にさいして、そのような因習をたちきろうという強い意志をしめした。それはそのときの懲罰規定にあらわれている。

介より以上、法を奉けたらば、必須くは褒め賞せよ、法に違はば、当に爵位を降さむ。判官より以下、他の貨賄を取らば、二倍して徴らむ。遂に軽さ重さを以て罪科せむ。

では、今回東国に派遣された国司らは清廉な態度で公務についてのどうか。残念ながら、そうではなかった。その結果は『日本書紀』にくわしい。まず、大化二年三月甲子(二日)、おそらく任終えて上京してきた国司らについて、「六人は法を奉り、二人は令に違へり」と述べて、前勅にしたがって処断することを宣言した。この詔は「集侍る群卿大夫及び臣・連・国造・伴造并て諸の百姓」と冒頭にあるから、それらの人々を前にして述べられたのである。ここで当面処罰の対象となっているのは、八グループの国司のトップである良家の大夫

である。

ところがその後辛巳(一九日)になって事態が急変する。その後の調査により、法にしたがった者が二人しかおらず、のこりは部下もふくめて不正をはたらいていたことが発覚したのである。『日本書紀』はこれらの名前をあげて、その行状をリアルに記す。

たとえば、穂積昨臣は、百姓の戸毎に物を求めていた。同様のことは巨勢徳禰臣もおこなっており、両者とも悔いて物を返したが、ことごとく返還したのではなかったというのなまなましい。また穂積グループの介(次官)の二人は上司を正さず、巨勢グループの次官二人にいたっては「共に己が利を求」める有様だったという。人口調査は租税徴収とかかわっているから、「蛇の道は蛇」とばかりに、賄賂を要求するさまがみえるようである。

また紀麻利耆掇臣は、朝倉君と井上君という現地の豪族のもとに人をつかわして、その馬を牽いて来させたり、朝倉君に刀を作らせたり、弓・布を獲得したりしたという。ほかにも名をあげて不正を糾弾されている国司は多いが、とくに紀麻利耆掇臣、巨勢徳禰臣と穂積昨臣は責任が重いらしく、「詔に違うことを念うに、あに心いたわしからずや」と非難されている。そして、これらの不正国司らは、出発時にクギをさされていたように「過の軽重に随いて、考えて罪」せられることとなった。

もちろん新政府は国司だけを糾弾しはしない。収賄側のみならず、贈賄側を責めるのも忘れない。「諸の国造、詔に違ひて、財を己が国司に送る。遂に俱に利を求る。恒に穢悪を懐けり」というわけである。

彼らもまた「治めずはあるべからず」である。

不正国司と国造の運命ここにきわまれりといったところだが、詔は急転直下、新宮で神祭りを始めておこなおうとしていることと、新宮造営のため農繁期にもかかわらず民を使役していることにかんがみて大赦をおこなうと宣言し、結局「国司・郡司（国造を言い換えている）、勉め励めよ、放逸すること勿」ということで、彼らは処断を免れたのである。

この処置が、国司らを結局優遇したというたぐいのものではないことは、その場の状況を想像すればわかる。

重要なのは、かれら不正国司らにたいする処罰もまた、公開でおこなわれていることである。そのことは、詔の冒頭に「集待る群卿大夫及び国造・伴造并て諸の百姓等、咸に聴るべし」とあることからあきらかだが、そうすると、処罰対象の不正国司や国造らは、まさに衆目のなかでみずからの罪状を暴露されたわけである。さらにその場には百姓層までがいたことであるから、不正をはたらいいた国司ら、とくに良家の大夫にとってこれ以上の辱めはなからう。国司らを処罰するのではなく、衆人環視のなかで彼らに屈辱を与え、他の国司や国造の見せしめとすることが、この場での目的であったと考えるべきである。つまり、改新政府はいわば劇場型の政治をおこなおうとしているのである。

そこでは、天皇に忠実だった者たちを顕彰することも忘れない。彼らの名は塩屋鰯魚、神社福草、朝倉君、梶子連、三河大伴直、蘆尾直らで、天皇から「朕、深くその心を賛美」すと讃えられた。けっして

高貴な生まれではないが、彼らこそ、この理想政治を推進してゆくうえで期待される人間であった。やがて我々は思わぬところでそのうちのひとりと出会うであろう。

しかしながら、あれほど厳しくいましめられたのに、そろいもそろってなぜ国司らは法を破ったのだろうか。思うに、良家の大夫は、厳罰が待っているとは想像していなかったのだろう。だからいつもと同じように振舞ってしまったのである。新政府がよりによって札付きを選んで東国に派遣したとは考えられないから、国司と地方豪族との癒着や、国司が権限を利用して不正をはたらくことがあたりまえになっていたことがここからもわかる。さきの縮見屯倉の一件から推測すれば、すくなくとも五世紀の終わりごろにはすでにそのような状態であったと思われる。

このような構造的な腐敗が、長年あたりまえのようにおこなわれていたのであるが、新政府ははじめてそれを断ち切ろうとしたのであって、国司を派遣して実行しようとした人民や土地の把握も重要だが、「良家の大夫」にたいしても容赦しない態度も改新の重要な側面なのである。

さて、贈賄、収賄いずれも最終的に負担させられるのは百姓層であろう。むつかしい言葉でいえば、租税以外に余剰生産物を収奪することなのである。ここで我々は憲法十七条の第十二条を想起する。

国司・国造、百姓に斂らざれ、国に二の君非ず。民に両の主無し。率土の兆民は、王を以て主とす。所任る官司は、皆是王の臣なり。何にぞ敢えて公と、百姓に賦斂らむ。

厩戸皇子つまり聖徳太子もまた、国司と国造の間にある腐敗した因習を正そうとしていたのである。彼は冠位と憲法を用いて豪族の意識変革をはかろうとしたが、結局は完遂するにはいたらなかったらしい。「国に二の君非ず。民に両の主無し」という主張は、改新の大眼目「君は二つの政無く、臣は朝に式あること無し」につながるものだが、けつして抽象的な理想論ではなく、現実をふまえてのものであったのである。

ちなみに、大化改新において国司がどの範囲に派遣されたのかが問題となっている。具体的な記事はこの東国の事例だけだからである。だが、元年九月甲申条に「使者を諸国に遣して、民の元数を録す」とあるように、調査が全国的におこなわれたのは明らかである。そしてその任務は、二年八月癸酉条に、東国と限定せずに「去年朝集に付けし政」とみえる内容であったとみてよい。ちなみに、二年八月癸酉の詔は、品部の廃止を指示したもので、合わせて前回での調査を受けて班田を実施しようというのである。班田はすでにこの年の三月に、官司の屯田を廃止して群臣と伴造つまり中央の豪族に分配することとして先行実施しているから、今回は全国に及ぼしたのである。

ではなぜ東国国司についてのみ、『日本書紀』の記事が詳しいのか。それは彼らがあらかじめいましめられた法を破り、厳しく指弾されたからにほかなるまい。『日本書紀』の編者の関心は、後世の我々の関心とはちがって、国司の派遣そのものやそこでの制度の改変ではなく、良家の大夫が完膚なきまでにその不正をあばかれたことにあったのであろう。そして、そのことは十分に値するほどの歴史的出来事だ

だったのである。ちなみに、一罰百戒、『日本書紀』に記述がないことからみて、東国国司らへの処分が功を奏して、その後の国司は訓戒を遵守したと思われる。

三 鐘櫃の制

そのように改新政府は中央、地方の豪族、とくにその職権を利用して利権を得ていた連中にかつてないほど厳しく対応しているが、このような新政府の姿勢がうかがえるもうひとつの例が、東国国司任命と同じ日に発布された鐘櫃の制である。

これは、鐘と櫃を朝廷に設置して訴訟の方法を決めたもので、まず訴訟は伴造ないし尊長を経っておこなうものと規定し、さらに伴造や尊長が訴えをあきらかにしなかった場合、牒を櫃に入れば伴造ないし尊長を罪しようというものである。この牒つまり投書は、担当の者が毎朝取って内裏に奏し、天皇が年月を記してそれを群卿に示すが、もし群卿らが怠慢ないし党派的判断をした場合には鐘を撞くとよいというのである。

尊長（国造などの地域の有力者であろう）と伴造を越えて民間の訴えを天皇が直接聞こうということとともに、群卿が怠慢ないし偏った判断をした場合を想定しているのが重要である。

しかし、このような制度がすぐに機能したとは思えない。じじつ、設置された櫃には半年もの間、一通の投書もなかったらしい。ようやく、はじめての投書を得たのが翌大化二年二月戊申のことであった。

この日天皇は前月に行幸した子代離宮の東門に出て、右大臣蘇我石川麻呂に詔を宣言させた。そこではまず先に述べた鐘櫃の制を回顧したあと、「民の明直しき心に国土懐ふ風を有ちて切に諫める陳疏を設けの櫃に納たり」として、それを公開した。それは「国の政に奉るに縁りて京に到れる民をば官に留めて雑に使う」ことを告発するものであった。そこで天皇は「都を遷して未だ久しからず、還りて賓に似た」ような状況ゆえに強いて使役したのだらうといいつつ、「諫むる言に随ひて処処の雑役を罷む」という処置に出たのであった。

ここで大事なことは、この投書が採用され、都造宮のために臨機でおこなわれていた公民の徴発が中止されたことである。つまり、民意によっては政権の政策を修正することがあることを示したのである。そしてさらに重大なのが、これもまた、さきの東国国司の場合同様、公開の場でおこなわれていることである。このときは、子代離宮の東門の外には卿・臣・連・国造・伴造そして諸の百姓が集まっていた。まだ王宮にそれらの人々を集めさせる空間がなかったということに留意していただきたい。

このような事例は、これだけではなくその後もあった。大化三年にも、荒田井比羅夫による溝掘削の工事を投書により中止している。つまり鐘櫃の制とは一見訴訟制度のようにみえるが、じつは政策に対する意見をも徴するもので、この制度をつうじて、民意に遵う政治を公開でおこなうというのが、改新政府の基本方針であったわけである。

しかし、民意を問うにも民間の意識が低ければどうしようもない。じじつ、当時、腐敗していたのは上層部だけではなく、民衆もまたお

よそ公德心など持たない状態であった。その匡正をはかったのが、大化二年三月甲申（二十二日）のいわゆる薄葬令以下の風俗矯正令である。この政策については、今回は論じないが、民意にもとづく政治をするなら、民度も向上させねばならないという意識であろう。政府がこのような意識をもって民衆に接したのは、おそらく明治の文明開化期を除けば日本史上めずらしいのではないか。

では、このような政策の立案者はだれか。今問題にしている鐘櫃の制では管子が引用されている（大化二年二月戊申条）が、このような漢籍の知識を有した人物としては、改新政府で国博士の地位にあった僧旻と高向玄理をおいてほかにはいないであろう。彼らは聖徳太子が派遣した隋での留学生であった。そして、さきにもた旻の病床での孝徳天皇の発言からみても、天皇と旻は深く理解し合っていたのであった。旻たち帰国留学生らの理想的徳治主義を支援したのは孝徳天皇自身であったとみてまちがいない。

ここで大化改新にはたした旻の役割をあらためて確認しておきたい。時の権力者蘇我入鹿暗殺から始まった乙巳の変のクーデターが、もの見事に成功したことは誰でも知っているが、客観的にみて、ことはさほど安易なものであったとは思えない。殺害現場の板蓋宮と飛鳥川をへさんだ対岸の甘檜丘には蝦夷と入鹿の邸宅があり、飛鳥の南方檜前地方は最後まで蘇我氏を支援しようとした東漢氏の本拠地である。したがって、場合によっては板蓋宮のクーデター勢力が蘇我氏の勢力に包囲される危険性すら考えられたのである。

このような状況をクーデター側に有利にすすめたのが飛鳥寺の接収

である。もし飛鳥寺が蘇我蝦夷側につけば事態はどう動いたか予断をゆるさない。とすれば、クーデター側にとっては飛鳥寺の帰趨はとうぜん計算に入れていたはずだということである。

その時の飛鳥寺の責任者が旻であつたらしい。そのことはクーデター後の大化元年八月癸卯（八日）に大寺（飛鳥寺）の僧尼を集めて新政府の仏教政策を周知させたなかに旻が寺主としてでているが、これは飛鳥寺の寺主を指しているらしいからである。ここからみるに旻は飛鳥寺の寺主として、乙巳の変の当初からこの企てに加わつていたと思われるわけである。

そして、クーデター後二月たらずで、矢継ぎ早に新政策がうちだされることからみて、クーデター後のプランはすでに練られており、そこに旻が関与していた可能性はすこぶるたかい。

このようにみれば、いわゆる大化改新とは、聖徳太子が派遣した隋での留学生旻の力をかりておこなわれた政変から始まり、旻や彼に理解を示す孝徳天皇によって推進されたすこぶる理想的な政治改革であつたということになる。そこでどうしても必要なのが、従来から、二心を以て、つまり公私を混同して、賄賂をむさぼるなど利権をほし、いままにしている大夫層から国造・伴造にいたる豪族たちの意識変革である。そのためにとられたのが、公開の場で東国国司の不正を暴くことであり、尊長・伴造や群卿を介さずに民意を天皇が直接把握する鐘櫃の制という機構だつたのである。

だがしかし、このような理想政治は当然さまざまな軋轢、抵抗をうんだであろう。まず、想定されるのは、それまでの既得権を侵害され

た大夫層である。とくに公開の場において名指して不正を暴露され、劇場型政治の悪役を演じさせられた東国国司の良家の大夫にとつて、その屈辱はけつして忘れられるものではなかつたであろう。ついで新都造営などにたずさわつていゝ実務官も、民意によつてその都度計画が変更されればたまつたものではなからう。また本稿ではくわしく触れないが、それまでの国が解体され全国に評が立てられるなかで、のちの郡司に取立てられるには、性識清廉にして時務に堪える者（改新の詔）という条件が課されており、国造層にもかなりの動揺があつたことが想像される。

おそらくこのように大夫から伴造・国造にいたるまで、多くの豪族が、改新政府の理想的政治への不満を増大させていったにちがいない。中大兄皇子は、これら大夫、百官人の不満をうけて、無血クーデターを敢行したのであつた。私はそのように考えるのである。

ただ、ことわつておくが、彼らが抱いたであろう不満は、中国的都城を建設することや、官僚制を整備することにたいしてではないといふことである。彼らの不満はあくまで従来の既得権益が侵害されたことにあるのである。したがつて、その後も中大兄皇子、天智天皇のもとで中国的中央集権国家建設は進められていくわけである。

それにしても、なぜ中大兄皇子の無血クーデターは白雉四年でなくてはならなかつたのか。その理由のひとつは、冒頭にも述べたように、この年、改革の推進者、旻が病床に着き、やがてなくなつたことにある。さすがの反対派も、クーデター成功の陰の協力者であり、内臣中臣鎌足の師でもあるこの人物が健在のうちには手出しがでなかつ

たのであろう。

ただし、それだけが理由ではないと私は思う。ことは、その前年に完成した難波宮とかかわってくるのである。

四 難波宮と政変

白雉四年の政変の特徴は、なんとといってもその前年に完成した難波宮を捨てて飛鳥に遷都したことである。そもそもなぜ政変は難波宮を捨てるというかたちでおこなわれたのであろうか。

それを考えるまえに、まず改新政府がなぜ難波に遷都したかを検討しておきたいが、ここまでの考察により、その理由はおのずからあきらかになつていと思う。

すでに述べたように、改新とは、まず「上古の聖王の跡に遵」て政治をおこなうことであつた。ここでいう聖王とは、発布された詔の文言にもあるように、まずは中国の聖人であつたろうが、とうぜんそれは我が国の歴史にも求められたであろう。白雉元年二月、穴門から白雉が献じられたことについての詔には、「聖王世に出てて天下治る時に、天応えてその祥瑞を示す」と述べて、中国の事例とならべて、応神天皇の時代に白鳥が宮に巢を作つたことと、仁徳天皇の時に竜馬が西にみえたことを述べている。このことはいずれも『古事記』『日本書紀』にはみえないが、両天皇の時代が聖代であつたという伝承があつたことを示している。そして応神天皇の場合は難波の大隅宮、仁徳天皇の場合は高津宮というふうには、これらの天皇はともに難波にゆか

りがある天皇なのである。とくに仁徳天皇は、『記紀』に聖帝として記されており、事実かどうかはともかく、竜馬出現の話からみて、すでに大化改新の時期にそのような聖帝伝説は成立していたとみてよい。このようにみれば、上古の聖王の跡に遵う政治を希求した政府が、聖王の宮があつた場所に遷都しようとしたと考えるのは当然である。

クーデターのあつた年の暮れ、十二月癸卯（九日）に難波長柄豊碕に遷都したという『日本書紀』の記事は、その宮の完成が白雉三年であることからみて、にわかには信じられないが、そのとき難波長柄豊碕が遷都の目的地とさだめられたと解することは可能ではなからうか。そして、その地がえらばれたのは、とりもなおさず、その地がかつて聖王が政治をみた場所だと、すくなくとも当時信じられていたからにほかなるまい。仁徳天皇の難波高津宮は、孝徳天皇の難波宮のさらに下層に眠っていると、今私は断言してはばからない。

それはともかくとして、このように、難波宮は新政府が上古の聖王の跡に遵つた政治をおこなう場として設定されたと考えられるわけだが、そのような性格をもつと推測される難波宮がそれまでの宮殿ときわだつて異なる点は、その広大な朝堂院の存在である。

このような施設は、それまでの宮にはおそらくはなかつた。すくなくとも、乙巳の変の舞台となつた板蓋宮にはなかつたろうし、その下層にあつたと思われる舒明天皇の岡本宮にも存在しなかつたろう。推古天皇の小墾田宮に朝堂院の起源を求める岸俊男氏の説⁷もあるが確証には欠ける⁸。すくなくとも、現在小墾田宮があつたと考えられている飛鳥北方の地域には、難波宮級の朝堂院を営むのはむづかしいであらう

う。またその後も藤原宮になるまでは、朝堂院は設営されなかったらしい。このように、朝堂院こそ難波宮をそれ以前の宮殿から区別するものなのである。では、この施設はいつたいなんなのか。通例、この施設は儀礼のための空間と考えられている。しかし、それでは難波宮に特徴的だというさきほどの事実は説明できない。斉明朝以降も儀礼の場は必要だからである。

ここで思い起こしてほしいのが、大化二年二月戊申、子代離宮の東門の外に卿・臣・連・国造・伴造そして諸の百姓を集めて、櫃に納められた投書を公開したときのことである。そのときはまだ、多くの人々を集めさせる広場がなかったので、宮の東方の空間が利用されたのであろう。しかし、公開性を基調とするなら、広場は欠かせない。私はこの巨大な朝堂院こそ改新政府が目指した公開性のある政治の舞台ではないかと思う。そしてなにより重要なのは、この広場には官人たちだけではなく、百姓つまり公民も集められるということである。現実としては実行には無理があるが、理念的にでも政治は百姓にも開かれているという考えが大切なのである。

政策立案や決定はともかくとしても、一度決まった政策の実行は朝堂院に公民層をも含めた人々を招集して周知させ、役人の賞罰も必要とあらばそこを舞台に公開でおこなう。このような機能を改新政府は朝堂院にもたせようとしていたのではなからうか。誤解を覚悟で言えば、民衆の政治参加を象徴するのが、難波宮の朝堂院だったのでないだろうか。そしてそれは、上古の聖王の跡に遵い、信をもって天下を治める政治の舞台になるはずのものであった。だがそれは、良家の

大夫にとつて、東国国司が衆人監視のなかで糾弾されたあの屈辱を思い起こさせる場以外なものでもない。

この巨大な朝堂院に着目した早川庄八氏は、大化二年二月戊申の詔から、全国から訴訟のために上京してきた人々に朝に集まるよう指示していたことを参考にして、難波宮の朝堂院が巨大になったのは、上京した地方豪族のためのスペースの確保のためだろうという¹⁰。百姓を地方豪族と読み替える以外は早川氏の解釈は朝堂院の機能としては正しいと思われる。そして早川氏はさらにすすんで、畿内政権の被支配者たちにその壮大さや威容を見せて、彼らを屈服することに大きな理由があったと述べるが、実は畿内政権を構成していた豪族たちにとつて、難波宮の朝堂院はあたかも「人民広場」が出現したとても感じられるものだったろう。したがってそれは完成とともに捨てられなくてはならなかったのである。

五 斉明朝の政治と有間皇子の変

以上、白雉四年の政変がもつ意義について私見を述べてきた。では徳治政治に反発した豪族層の支持を得た中大兄皇子はなにを目指したのだろうか。さいごにそれをみてみたい。

まず私が注意するのが、白雉五年二月の遣唐使である。すでに政変後の事業であつて、中大兄皇子主導のものともみてよい。この使節の意義についてはいろいろあるだろうが、注目されるのは、押使に高向玄理が任命されていることである。曷とともに改新政府の国博士に任じ

られ、旻が四年に死んでいたとすればただ一人の国博士であり、旻が五年七月に死去したとしても、すでに旻は病床にあつたらうから唯一のプレーンといつてよい。それがこの時期、遣唐使に任じられて渡唐するのはよほどのことであろう。おそらくは、これは体よく中央から退けられたことを意味するのではないか。のちに藤原仲麻呂が政敵吉備真備にもちいた方法である。ここに旻と玄理という聖徳太子が派遣した留学生はともに政治の舞台から去つたわけである。それは太子につながる徳治主義的政治からの決別でもあつたと思う。

さて、孝徳天皇の死去を受けて皇祖母尊は重祚して斉明天皇となつた。この時期、朝廷は飛鳥の改造といつてもよい土木事業に邁進する。まず、小墾田に瓦葺きの宮殿を造営しようとし、それが失敗すると、飛鳥の岡本に宮を造り（後岡本宮）、さらに田身嶺（多武峰）に楼観、両槻宮を建設したり、運河を建設して飛鳥に石を運び入れて岡本宮の東山に垣を巡らし、また吉野に宮を造営したりしたという具合である。『日本書紀』は、これらの事業について時の人の誇りを記録し、また放火とも疑われる板蓋宮や岡本宮の火災も記しているから、事業は民衆の支持をえられなかつたらしいが、方針を改めた気配はない。鐘櫃の制などどこにいったのかと思われる。政変後の政治姿勢がもの見事に孝徳朝とは正反対であることがわかるであろう。

つまり、これが中大兄皇子の望むやり方なのである。民意を尊重などしていたら効率的な事業などできない。巨大な朝堂院などもたない、こぢんまりとした宮殿のなかで物事が決まり、それは人々の反対、不平などを無視して遂行されてゆく。一部のエリートが愚民を率いてゆ

くといった具合の政治がはじまつたのである。これが孝徳朝の政治の否定でなくてなんであろうか。なお、現在民意を振りかざして一部でおこなわれようとしている政治はじつはこの手のものである。

それはともかく、そのようないわば開弁独裁型の政治がおこなわれているさなかにおこつたのが、孝徳天皇の遺子、有間皇子の変であつた。ことは『日本書紀』斉明四年十一月の記事にくわしい。

斉明天皇の一行が紀温湯に行幸中、さきにみたような土木事業を挙げて斉明天皇の失政を指摘した蘇我赤兄にいわばそのかさされるかたちで、有間皇子は反乱を計画するが、赤兄によつて家を囲まれ、紀温湯に送られて中大兄皇子の尋問を受けたあと、藤白坂で絞首されるのである。ときに十九歳。

この事件の意味するところもいろいろ考えられるであろうが、私が注目したいのが、有間皇子とともに謀反にかかわつたとして捉えられた三人の人物のうち、守君大石と坂合部連葉はそれぞれ上毛野国、尾張国に配流されたが後復権しているのたいして、皇子の舍人、新田部連米麻呂とともに藤白坂で斬られたのが塩屋連鯛魚であつたことである。彼こそ誰であろう、かつて大化二年三月十九日の東国国司の不正が糾弾された場で、孝徳天皇から「朕、深くその心を贊美」すと讃えられた六人のひとりにはかならない。ここからみるに、この事件は、孝徳天皇の遺子とその忠臣が葬りさられたことで、白雉四年の政変に最後の決着をつけたものとみることができよう。民衆の声を踏まえた政治への可能性はここにまずは完全に絶たれたのである。

おわりに

大化改新とはなんだったのか。古代史上の重要問題に、白雉四年の政変をつうじて迫ってみたいというのが、当初の目論見であった。しかし研究蓄積の多い分野で、すでに承知のことがらをあげつらっただけに終わったのではないかと、今は恐れている。ただ、本稿でも述べたように、白雉四年の政変は大化改新を考える上ですこぶる重要な事件であるとは、現在の私の認識である。それは、改新を明治維新にたとえる論法をもってすれば、維新史における明治六年や明治十四年の政変に匹敵するものといえよう。

そしてさらにいえば、改新の数年間つまり孝徳天皇の時代は、日本の歴史の上でも稀に見る理想主義にもとづく政治が希求された時代ではなかったかという思いがしている。孝徳天皇たちは本当に敗者なのだろうか。その精神はどこかに生き残ってはいないのだろうか。そして、理想を追うのか、それとも違う道をすすむのか。はたまた、民意にもとづく政治とはなんなのか。これは、おそらく現代にもつうじる課題であろう。それを考えるのも歴史学の一部であるような気がする。本稿では、多くの具体的政策について検討をはぶいた。論じ残したことは多く、また派生した問題もあろう。雑なものではあるが、本稿をきっかけにして、大化改新、さらには古代国家の本質に迫りたいと思う。

〔注〕

- (1) 関晃「新稿大化改新」『大化改新の研究』上 関晃著作集第一巻 吉川弘文館 一九九六年
- (2) 川原寺については、網干善教・NHK取材班『謎の大寺 川原寺』日本放送出版協会がくわしい。
- (3) 井上光貞「大化改新と東アジア」『岩波講座日本歴史』二 岩波書店 一九七五年
- (4) ここでいう国司とは律令制下のそれではなく、皇極二年十月己酉条にもみえるいわゆる大化前代の国司である。坂本太郎「大化改新の研究」『大化改新』坂本太郎著作集第六巻 吉川弘文館 一九八八年、初出は一九三八年。
- (5) 拙稿「厩戸皇子による改革の一側面」『神戸山手短期大学紀要』五五、二〇一二年。
- (6) 詔の概観については、北康宏「大化二年三月甲申詔の葬制について」『続日本紀研究』三一〇 一九九七年が要領を得ている。
- (7) 岸俊男「朝堂の初歩的考察」『日本古代宮都の研究』岩波書店 一九八八年
- (8) 拙稿注(5)論文。
- (9) 私はひそかに、難波宮の朝堂院に接して左右に配置された八角殿院にそれぞれ鐘と櫃が設置されていたのではないかと想像している。憶測はつつしむべきではあろうが、いずれにせよあの施設がその後の宮に受け継がれていないことにはなにか意味があろう。
- (10) 早川庄八「前期難波宮と古代官僚制」『日本古代官僚制の研究』岩波書店 一九八六年

(わかい としあき 歴史文化学科)

二〇一二年十一月十五日受理